(案)

循環型社会形成推進基本計画の策定のための 具体的な指針について(意見具申)

平成13年 月 日 中央環境審議会

はじめに

循環型社会の形成を総合的かつ計画的に進めていくためには、環境基本法(平成5年法律第91号)第15条第1項に規定する環境基本計画及び本指針に基づき、実効ある循環型社会形成推進基本計画(以下「計画」という。)を策定し、この計画に基づき国・地方公共団体・事業者・国民等のすべての主体の積極的な参加の下で、各種の施策を着実に講じていくことが必要である。

また、計画の策定にあたっては、例えば、各主体の役割分担、実施を担保するための措置や施策の導入工程表の作成など、計画の実効性を高めるための手法を検討し、その成果をできる限り反映させていくことが必要である。

第1 循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針について

1 我が国が目指す循環型社会のイメージについて

我が国が目指す「循環型社会」とはどのような社会であるかについて、具体的なイメージを示すものとする。この際、経済のグローバル化に伴う国際的な循環や国内の地域的な循環など、様々な視点での検討も必要である。

また、循環型社会の形成は、エネルギーや自然界における循環を基礎として、 社会・経済システムにおける健全な循環を考えることが必要であり、幅広い観 点からの検討を行うことが望ましい。

2 基本的な考え方や政策手法について

(1)排出者責任

廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に関し、その一義的な責任を排出者が負うという排出者責任の考え方については、一層の徹底を図る必要があり、 排出者責任の考え方に基づき講ずべき具体的な施策を示すものとする。

(2)拡大生産者責任

製品の製造者などが物理的又は財政的に製品の使用後の段階まで一定の責任を果たすという拡大生産者責任(EPR:Extended Producer Responsibility) の考え方については、今後の循環型社会形成推進において極めて重要な考え方であり、拡大生産者責任の考え方に基づき講ずべき具体的な施策を示すものとする。

(3)対策の優先順位

特に、これまで十分な対策が講じられてこなかった発生抑制(リデュース) 再使用(リユース)の促進について、今後推進すべき具体的な施策を示すものとする。

(4)経済的手法

ごみ処理手数料、税・課徴金、デポジット制度等の経済的手法について、具体的な施策の導入可能性を検討し、今後推進すべき具体的な施策を示すものとする。

(5)静脈産業の育成

廃棄物回収・処理、リサイクル、レンタル・リース、リペア・メンテナンス 等のいわゆる静脈産業の育成は重要な課題であり、市場の拡大策等の産業育成 方策について検討し、今後推進すべき具体的な施策を示すものとする。

(6)情報の基盤整備

循環資源の発生量とその循環的な利用及び処分の状況など、各主体が必要とする情報を迅速かつ的確に入手するために必要な調査や体制の整備・ネットワーク化について、今後推進すべき具体的な施策を示すものとする。

3 関係個別法及び個別施策との総合的・有機的な連携の基本的な方向について 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)及び計画を基本と して関係個別法及び個別施策が施行されるために、必要な調整手法や体制について、できる限り具体的に示すものとする。

4 循環資源の発生、循環的な利用及び処分の目標量について

計画の具体的な目標として数値目標を盛り込み、その効果を客観的に把握できるようにすることが必要である。

なお、具体的な指標のイメージとしては、マテリアル・フローを踏まえた、 ある年次での資源投入量・再使用量・再生利用量・廃棄物量の設定、主要な循 環資源についての回収率・リサイクル率などが考えられる。また、目標年次に ついては、短期と中長期とに区分することなども考えられる。今後、これらに ついて検討を行い、具体的な目標を設定するものとする。

- 第2 循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策について
 - 1 国が果たすべき役割について

国は、地方公共団体・事業者・国民等とのパートナーシップの育成を図ることが重要であり、循環型社会の形成のための各主体の活動への支援や情報提供等を行うことが必要である。このような考えを踏まえ、国の果たすべき役割を示すものとする。

また、国と地方公共団体の役割分担を、できる限り明確化し、国の果たすべき役割分担の範囲を示すものとする。

- 2 国が率先して実行しようとする行動について
- (1)環境教育・学習の振興

省資源・省エネルギーを基本としたライフスタイルの定着、リサイクル製品

の購入・活用の推進など、国民や事業者の意識改革・行動改革につながる施策 を示すものとする。

また、国民への環境教育・学習の浸透や環境保全活動への参加度合いなどを示す指標について検討し、設定することが望ましい。

(2)民間団体等の自発的な活動の促進

地域・学校・企業等の環境保全活動のつなぎ手として、民間団体等の果たす役割は重要であり、自発的な活動が促進されるための施策を示すものとする。

(3)人材の育成・活用

循環型社会の形成のために必要な人材の確保や活用、国民に循環型社会の思想を伝えるコーディネーター、アドバイザー等の指導者を育成することが必要であり、様々な主体における人材の育成・活用のための施策を示すものとする。

(4)情報基盤の構築と調査の実施

各主体が必要とする情報を迅速かつ的確に入手し、利用できる体制を整備することが必要であり、廃棄物等の統計情報の速報体制の整備、情報のネットワーク化、正確な情報を把握するために必要な調査の実施など、情報基盤の構築と調査の実施のための施策を示すものとする。

(5)科学技術の振興

製品設計や生産工程、循環資源の再使用や再生利用、廃棄物の適正処理など 各段階における先端的な科学技術の普及は重要な課題であり、科学技術の振興 が社会の構造改革につながることや、大学・企業等での技術開発が推進される ための施策を示すものとする。

(6)適正処分の推進

いわゆる3R(リデュース・リユース・リサイクル)のみならず、適正処分の推進も重要な課題である。例えば、不法投棄の未然防止や不法投棄の監視・取締の強化による適正処分に向かわせるための仕組みづくり、廃棄物処理場・

最終処分場等の施設整備の推進、施設整備のための関係者の合意形成の円滑化の仕組みづくりなど、適正処分の推進のための施策を示すものとする。

- 第3 その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために 必要な事項について
 - 1 地方公共団体・事業者・国民が果たすべき役割について
 - (1)地方公共団体が果たすべき役割について

地方公共団体は、廃棄物の適正処理・リサイクルの実施から、循環を軸にして地域をつなぐ「環境のまちづくり」を進め、地域における循環型社会の形成のためのコーディネーターとしてまでの役割を果たすことが期待される。このような考えを踏まえ、地方公共団体の果たすべき役割を示すものとする。

また、国と地方公共団体の役割分担を、できる限り明確化し、地方公共団体の果たす役割分担の範囲を示すものとする。

(2)事業者が果たすべき役割について

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえた3R、適正処分への取組、 消費者との情報ネットワークの構築や情報公開などをより一層推進していくこ とが期待される。このような考えを踏まえ、事業者の果たすべき役割を示すも のとする。

(3)国民が果たすべき役割について

国民は、自らも排出者としての立場を自覚して行動するとともに、循環型社会の形成に向けたライフスタイルの見直しなどをより一層推進していくことが期待される。このような考えを踏まえ、国民の果たすべき役割を示すものとする。

2 関連施策との有機的連携の確保のための留意事項について

循環型社会の形成に当たっては、エネルギーや自然界における物質循環など 密接な関係にある他の施策のとの有機的な連携が図られるよう、必要な配慮に ついて示すものとする。

3 計画の進行管理について

計画の進行管理として、計画が個別施策へ反映されているかどうかをチェックし、施策に十分反映させていくことが必要である。年次報告の活用や関係予算の取りまとめなど、計画の進行管理のために必要な調整手法や体制について、できる限り具体的に示すものとする。